

---

平成28年度第2回  
評議会資料#2

# 平成28年度上期実績と下期取組みについて

平成28年10月27日

 全国健康保険協会 三重支部  
協会けんぽ

## ～ 目次 ～

I	企画総務G	...	P	1～11
II	保健G	...	P	12～18
III	業務G	...	P	19～27
IV	レセプトG	...	P	28～30

# I. 企画総務グループ

---

1. 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進
2. 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的な対策
3. ジェネリック医薬品のさらなる使用促進
4. 地域医療への関与
5. 調査研究の推進等
6. 広報の推進
7. 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大
8. 組織や人事制度の適切な運営と改革
9. 人材育成の推進
10. 業務改革・改善の推進
11. 経費の節減等の推進

# 1. 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

## 目標設定

- ①医療費や健診データの分析を行い、その結果を県、市町、医療関係団体(医師会等)、保険者協議会等へ提供し、加入者の疾病予防や健康増進のために活用する。
- ②県、市町、医療関係団体(医師会等)と連携してイベント等に積極的に参加し、加入者に対して健康を意識した生活習慣の改善周知や新たに禁煙サポートに取り組む。【新規】
- ③県内自治体及び関係機関との連携、協働事業実施のため、更に事業協定の締結を進める。
- ④2年目を迎えるデータヘルズ計画について、「健康宣言」事業所の拡大と「運動の習慣化」へのサポートを行い確実に実施する。【強化】
- ⑤健康経営を普及させるため、健康保険委員委嘱事業所を優先的に訪問し、「健康宣言」への取組みを推進する。
- ⑥医療系の学校にて出張講座を開催し、将来の保健師、看護師に、協会けんぽが行う保健事業の取組みについて周知する。また、将来のリクルート先としての協会けんぽの存在をアピールする。【新規】

## 上期の取組み・評価

- ①津市及び菰野町と健診結果データの共同分析を行い地域の特性を把握することができた。また、高茶屋地区(津市の健康づくり強化地区)に所在する事業所を対象とした健康経営セミナーを津商工会議所と共催し「健康宣言」事業所の拡大に努めた。
- ②けやきフェスタ(菰野町)、野菜フェスタ(伊勢市)に協会けんぽ骨密度測定ブースを出店し、運動の必要性について啓発した。
- ③特定健診受診勧奨用のミニのぼりを県医師会と連名にて作成。各医療機関へ配布し受診率向上を目指す。  
県歯科医師会が実施する歯科健診を支部職員が受診、体験コラムを広報誌へ掲載し歯周病の予防について紹介。  
ジェネリック医薬品についてのチラシを5ヶ国語作成。県薬剤師会へ提供し各調剤薬局店頭でご利用いただくよう依頼。
- ④リスク保有率の高い事業所(従業員)へアプローチを行い健康づくりへの取組みを進めた。
- ⑤下期の実施に向けて事業所訪問リストの作成。
- ⑥三重大学看護学科の学生を対象としたミニセミナーを開催し健康保険制度や健康づくりへの取組みについて説明。

## 下期の取り組み

- 分析結果をもとに地域の実情に合った保健事業を構築していく。
- 「健康経営普及活動」では、継続的に関係団体を中心とした普及促進を行う。また、事業所訪問、ミニセミナーの開催などを行う。
- 事業連携における協定締結については、協働事業実施のために今後もあらゆる機会を通じて締結を進めていく。
- データヘルス計画については、菰野町役場と連携し計画スケジュールに則り実施していく。また、健康宣言事業所のサポート、新たな事業所の勧誘も継続して実施する。
- 禁煙セミナーを開催(11月)し職場でできる禁煙の取り組み等について紹介をする。

## 2. 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的な対策

### 目標設定

- 平成27年度に取り組んだ津市、名張市、菰野町に加えて、伊勢市、いなべ市においても協働で医療費分析を行い、地域の健康課題を把握し、健康増進策を策定する。

### 上期の取り組み・評価

- データヘルス計画に伴い、代謝リスクが県内平均値より高い「菰野町」を対象地区に選定。住民のみなさんが日常的に体を動かすこと(運動)で代謝リスクを軽減、血糖値の数値を改善させることを目的とし、健康なまち、健康な住民による「地域の活性化」を目指すモデル地区として地域、職場、家庭、地区医師会、商工団体、保険者の協働による取り組みをすすめる。  
なお、代謝リスクの高い方には地区医師会の医療機関を紹介した文書による受診勧奨を実施し、「かかりつけ医」による治療や地区医師会との連携、アドバイスによる保健指導を行い重症化予防に努める。
- 菰野町住民の健診データと質問票リストを順天堂大学協力のもとで分析を実施。津市においても鈴鹿医療科学大学の協力により分析を実施し住民の生活習慣の把握や項目別にリスクの保有率を知ることができた。

### 下期の取り組み

- 菰野町、津市については継続して分析を行いながら保健事業を実施する。名張市、伊勢市、いなべ市においても現在分析を進めているところである。今後は市町ごとの対比により地区ごとの特性を把握しながら分析結果に基づく効果的な保健事業を展開する。

### 3. ジェネリック医薬品のさらなる使用促進

#### 目標設定

- ①限度額適用認定申請セットに継続的にジェネリックQ&Aと希望シールを同封し、使用を促進する。
- ②健康保険委員を対象としたセミナー等で、ジェネリック医薬品の普及促進を図る。
- ③花粉症予防&ジェネリック医薬品講座を開催する。【新規】
- ④ジェネリック医薬品使用促進にかかる「キャッチコピーの募集」「広報ポスターの募集」「小中学生保護者を対象にした医療費適正化リーフレットの作成及び配布」を行う。【新規】
- ⑤平成28年度より正式委員となる三重県後発医薬品適正使用協議会での積極的な意見発信を行う。【新規】
- ⑥経済3団体(商工会議所、商工会、中小企業団体中央会)等あてにジェネリック医薬品の使用促進にかかる要請を行う。
- ⑦県、医療関係団体(医師会、薬剤師会)へのジェネリック医薬品使用割合等の情報提供を行う。

#### 上期の取り組み・評価

- ①②ジェネリック希望シールの配布、普及促進については申請書配布時に同封した。また、セミナー開催時に配布しPRするなど継続的に実施した。
- ③来年2月に開催されるジェネリック医薬品使用促進セミナーにて三重県の罹患率が高い花粉症への使用を促進をする。
- ④広報ポスターについては保険者協議会、医療関係団体と連携して下期に向けて作成を進めていく。
- ⑤平成28年度三重県後発医薬品適正使用協議会の正式委員となる(下期開催予定)。
- ⑥広報ポスターを作成後、経済3団体へ配布し使用促進の要請をする。
- ⑦HPにジェネリック医薬品の動向資料(他県との比較、年齢、薬効別)を掲載し使用促進に向けての情報発信を行った。軽減額通知の実施状況を踏まえ、県、医療関係団体(医師会、薬剤師会)へのジェネリック医薬品使用割合等の情報提供を行う。

#### 下期の取り組み

- ジェネリック普及のため希望シールを申請書と同時に配布、セミナー開催時の配布などあらゆる機会を通じて促進を図る。

## 4. 地域医療への関与

### 目標設定

- ①地域医療構想策定の中で加入者の利益実現のための意見発信を行う。
- ②保険者協議会の活性化を図り、医療計画等への積極的な意見提言を行う。
- ③引き続き、医療審議会への参画要請を行う。

### 上期の取り組み・評価

#### <取り組み内容>

①健康保険委員に対し地域医療構想についてのアンケートを昨年12月に実施。とりまとめた結果を28年2月、3月に開催された各地域の医療構想調整会議に資料として提出し説明を行った。4月には県医療対策局を訪問し、病床機能報告データを地域、医療機関、病床機能ごとに抽出加工した資料を提出、調整会議で協議いただくよう依頼。7月、8月に開催された各地域の医療構想調整会議の配布資料の中には、三重支部が提出した病床機能データも含まれており、県医務国保課より委員に対し説明がなされた。

②保険者協議会にて、協会けんぽ三重支部で取り組む以下の医療費適正化事業について説明。

- ◇外国語でのジェネリック医薬品普及促進チラシの配布
- ◇特定健診受診勧奨ミニのぼりの作成
- ◇マンガを使用した広報誌の配布

今後も共通の取り組み事項については協働して実施していくことを確認した。

③29年度をめどに医療審議会への参画を要請中。

### 下期の取り組み

■加入者からの意見(アンケート結果)により各委員からも県民に対する理解が必要であると認識いただくことができたため、引き続き広報による情報発信を行っていく。また、病床機能データについては、今後、より客観的で定量的な基準が示されれば、医療提供体制の状況を正確に把握することができるため、引き続きデータの分析と発信を行う。

■保険者協議会として事業を推進するために協会けんぽが率先して提案を行っていく。また保険者協議会を通じて医療関係団体と連携しながらジェネリック医薬品の使用促進、特定健診の受診率向上に向けた取り組みを行う。

## 5. 調査研究の推進等

### 目標設定

- 新たに提携先のいなべ市、伊勢市の分析を開始するとともに、医療費分析プロジェクトチームにより医療費データの分析を行い、県、医療関係団体(医師会等)等への情報提供や関係機関への発信力強化や地域医療への貢献を図る。

### 上期の取り組み・評価

#### <取り組み内容>

- 病床機能データの提供 地域医療構想会議にむけて発信
- ジェネリック医薬品の動向について情報提供 三重支部の使用状況について発信
- 順天堂大学協力のもとで菰野町との共同分析を実施。協会けんぽ加入者の代謝リスク保有者の状態を改善し健康な状態で国保へ移行させる。また、リスクがあっても医療機関を受診しない傾向があるため文書、訪問による受診勧奨を実施することとした。
- 津市のデータと協会けんぽ三重支部のデータを鈴鹿医療科学大学教授のアドバイスのもとで比較する。国保に比べ血圧のリスク保有率が高く体重の増加が要因の一つであることが判明。下期の課題とする。
- 新たに提携先のいなべ市、伊勢市の分析を現在実施中。
- 健診受診者(被保険者)の業態別、年齢別リスク保有率の割合について集計し分析結果についてHPに掲載。

### 下期の取り組み

- 三重支部医療費分析プロジェクトチームにより分析を行い、県、医療関係団体(医師会等)等への情報提供を行う。また、他の市町との比較、都道府県ごとの比較をしながら地域住民の健康状態を把握し地域医療への貢献を図る。
- GIS導入により各データを地図上に可視化することができるためリスクの種類、保有者数など地域ごとに比較しながら保健指導の計画を立案する。
- 健診データの取り扱いと関係機関への情報提供には細心の注意を払い、個人が特定されないよう個人情報保護を徹底する。そのためには「健診情報の提供に関するガイドライン」(厚生労働省)を遵守し分析業務を進めていく。

## 6. 広報の推進

### 目標設定

#### 【加入者向け広報】

- ①ホームページ、メールマガジンを通じ加入者、事業主に対する広報を行う。
- ②広報誌「けんぽだより」の発行、社会保険協会が発行する広報誌「社会保険みえ」に記事を掲載する。
- ③平成27年度に作成した「マンガを使った制度周知パンフレット」を活用し、わかりやすい広報を推進する。更に健康保険委員あてに同パンフレットを送付し事業所内での活用を推進する。

#### 【不特定多数向け広報】

- ①伊勢志摩サミット、伊勢神宮参拝等観光客が増加する伊勢地区を重点地区としてペイントバスの増台を行う。【強化】
- ②健康増進普及月間(9月)に県と協働したイベントを開催し、協会けんぽ事業を集中的にPRする。
- ③平成27年度に作成した「ミニのぼり」を特定健診委託機関に配布し、来院者に対する意識づけと啓発を行う。

### 上期の取り組み・評価

#### 【加入者向け広報】

- ①メルマガ配信開始 約1,600件(9月15日配信再開)
- ②シリーズ健康経営の連載(5月号禁煙のススメ、6月号健康づくり事例紹介 7月号保健師コラム 9月号歯科健診体験コラム)
- ③健康保険委員向けに広報誌と「マンガを使った制度周知パンフレット」を送付。シリーズ連載とする。

#### 【不特定多数向け広報】

- ①ペイントバス(ジェネリック医薬品・特定健診)による広報活動。路線伊勢市内、運行期間:平成28年4月下旬より現在も運行中。
- ②健康セミナーの開催。「管理者用のメンタルヘルスケア」「がん患者の就労支援」について講演。健康増進普及月間、がん征圧月間にあわせた取り組み。
- ③特定健診受診勧奨用ミニのぼりの配布。県内健診委託機関 772件。

### 下期の取り組み

- データヘルス計画の一環として菰野町内の路線バスにポスターコンクール優秀作品をペイントし運行。住民に対する「健康と運動習慣」を意識付ける。
- 健康宣言事業所を取材し、職場でできる健康づくりの取り組み事例など広報誌に掲載し県内適用事業所へ紹介する。
- マンガを使ったパンフレットを活用し、制度や健康づくりなどのミニセミナーを開催する。

## 7. 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

### 目標設定

- ①健康保険制度や健康診査等についての理解が深められるように健康保険委員研修会を開催する。
- ②保健師が保健指導で事業所を訪問する際、健康保険委員の加入勧奨を併せて行い委嘱者数の拡大を図る。

### 上期の取り組み・評価

#### ①委員事業

- ◇広報誌「にこにこけんぽ」の送付(夏号6月送付済、秋号10月下旬発送予定)
  - ・広報誌と「マンガを使った制度周知パンフレット」を健康保険委員へ送付。事業所内での活用を推進する。
- ◇健康セミナーの開催(78名参加)
  - ・職場のメンタルヘルス対策(産業保健総合支援センター)
  - ・がん患者に対する就労支援(社会保険労務士会)

#### ②委員勧奨

- ※10/6現在・・・1,892名に委嘱
- ◇事業所訪問による委嘱勧奨活動
- ◇保健師による保健指導時の委嘱勧奨活動
- ◇各種セミナー(新任事務講習会217名、健康保険事務講習会314名、新規適用事業所事務説明会85名、参加)にて案内。

### 下期の取り組み

- 未委嘱事業所への文書での勧奨を実施。目標2,000名。
- 広報誌の送付による情報提供。(冬号12月、春号3月)
- 健康経営への取り組み事例の紹介及び「健康宣言」を勧奨する。
- アンケートを実施し「加入者の声」を平成29年度の事業運営に活用する。

## 8. 組織や人事制度の適切な運営と改革

### 目標設定

#### 1. 組織運営体制の強化

①『加入者の皆様と接する機会を増やし、より多くの御意見をお聞きます』を三重支部の共通テーマとして継続実施し、各種事業を展開する。

②各グループを跨いだ横断的な事業は、作業部会やプロジェクトチームを有効に活用する。

#### 2. 新人事制度の適切な運用による実績や能力本位の人事の推進

協会の基本使命や目標を踏まえ、個々の職員の役割や目標を明確化し、目標管理制度や人事評価制度を適切に実施し、実績や能力本位の人事を推進する。

#### 3. 協会の理念を實踐できる組織風土・文化のさらなる定着。

協会職員の働く基本姿勢である「行動規範」を全職員で励行する。

#### 4. コンプライアンス・個人情報保護の徹底

コンプライアンスについては、支部内研修を通じてその遵守を徹底し、より高度な水準を目指す。

#### 5. リスク管理体制の整備

①リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスク項目の点検や分析、リスク管理能力向上のための研修の実施、平時からの訓練や管理職会議での検討・協議など、リスク管理体制を整備する。

②支部内において自主点検を実施し、リスク管理の徹底を図る

### 上期の取り組み・評価

1. ①セミナー参加者へのアンケート実施、事業所訪問時の意見交換などにより加入者の皆様からの意見を伺うことができた。

②データヘルス計画の実行、給付の適正化、債権の回収についてプロジェクトチームによる進捗会議を実施。

2. 新人事制度について管理職研修を実施。実績や能力本位の人事を推進し、職員のモチベーションを維持させる。

3. 行動規範の携行、朝礼時の唱和により励行に努めた。

4. コンプライアンス推進計画にもとづき委員会の定期開催、研修会開催、全体朝礼での事例紹介などにより意識の向上に努めた。

5. ①②支部内において自主点検(月次・日次)を実施し、リスク管理の徹底を図った。

### 下期の取り組み

■各職員が役割別に求められる知識、能力を発揮できるよう継続して取り組みする。

## 9. 人材育成の推進

### 目標設定

- ①本部主催の研修のほか支部内において適宜研修を開催し、職員の人材育成や業務知識の向上を図る。
- ②支部内におけるジョブローテーションを定期的実施し、若年層の人材育成や各階層に求められる能力や知識の向上を図る。

### 上期の取り組み・評価

- ①各種研修会の実施(訴求力・発信力・営業力研修、情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修、事務処理誤り防止研修)。
- ②10月の定期異動にあわせて支部内のジョブローテーションを実施。人材育成、各階層に求められる能力や知識の向上を図る。

### 下期の取り組み

- グループ内での担当替えなども定期的に行い組織の活性化を行う。

## 10. 業務改革・改善の推進

### 目標設定

- 業務改革委員会や作業部会により、現場の創意工夫や発想を活かした改善策を検討し、業務の効率化や標準化を支部内で共有することとし、さらに本部や他支部への情報共有を図る。  
また、業務システム刷新のサービスインから1年が経過する中で、新システムによる業務の更なる定着と通常業務の処理においても改善を推進していく。

### 上期の取り組み・評価

- システム刷新に伴う申請書の変更や各種通知書の様式変更に伴い「よくある問い合わせ」や「記入例」などのチラシを作成し加入者の方にわかりやすくお知らせをすることができた。

### 下期の取り組み

- 引き続き業務の効率化とサービスの向上に努める。

# 11. 経費の節減等の推進

## 目標設定

■[コスト意識]私たちは、協会の事業が保険料と税により運営されていることから、常にコスト意識を持ち、費用対効果を高めるよう努めます。(全国健康保険協会行動規範より)

- ①光熱費や消耗品等の経費の節減に努める。
- ②物品等の調達について、競争入札や見積合わせの調達の適正化を図り、適切な在庫管理を行う。
- ③物品等の調達結果について、ホームページによる公表を行い、調達の透明性を確保する。

## 上期の取り組み・評価

- ①光熱費、消耗品等の経費節減のため節電や在庫管理を徹底した。
- ②調達時には見積競争、公告による入札により適正に執行した。
- ③調達結果についてはホームページによる公表を実施。

## 下期の取り組み

■引き続き経費の節減に努める。

## Ⅱ. 保健グループ

---

1. 保健事業の総合的かつ効果的な推進
2. 特定健康診査(40歳以上)の推進
3. 特定保健指導の推進
4. その他保健事業
5. データヘルス計画

# 1. 保健事業の総合的かつ効果的な推進

## 目標設定

- ①加入者の疾病の予防や健康増進のため健診受診率、特定保健指導実施率の向上に向けた取り組みを行う。
- ②健診結果の分析を行い、事業所、加入者及び地域別の特性や課題を把握することにより効果的な保健事業を実施する。
- ③健康宣言事業所に対して運動プランを提示し、定期的な訪問によりサポートする。また、効果的な取り組み事例については県内の同規模、同業種へ紹介するなど活動の輪を広げていく。
- ④健診により治療が必要との判定となった方へ早期治療を促し、生活習慣病の重症化を防ぐことで医療費適正化及び加入者の生活の維持を図る。

## 上期の取り組み・評価

### <取り組み内容>

- ①健診案内の早期発送、集団健診の企画実施、勧奨業務や保健指導業務の外部委託を行い、加入者の健康意識向上に対する取り組みを行った。
- ②事業協定を締結した菰野町、津市、名張市、いなべ市、伊勢市の5市町において健診結果データを分析中。
- ③健康宣言事業所14社(菰野町内12社、その他地域2社)に対して健康プランを提示し、進捗確認や実施方法についてのサポートを行った。また、8月の健康経営セミナーによる広報や津市がモデル地区としている高茶屋地域の事業所40社を訪問し、健康宣言事業所の拡大を図った。
- ④協会本部の文書による受診勧奨、支部による2次文書勧奨や電話勧奨、モデル地域の菰野町の事業所への訪問勧奨を実施した。

## 下期の取り組み

- 集団健診後に健診結果説明会を行い加入者の疾病予防に努める。また、今年度の健診実施結果の分析を行い、次年度の健診事業や保健指導事業の企画を行う。
- 健診結果データの分析により地域ごとの特性や課題を把握し、分析結果を情報発信することにより加入者の健康意識の向上を図る。
- 健康宣言事業所の増加を図るとともに、引き続き健康宣言事業所のサポートを行う。
- 上期に引き続き勧奨を実施する。

## 2. 特定健康診査(40歳以上)の推進(本人)

### 目標設定

	27年度	28年度
40歳以上の生活習慣病予防健診実施率	59.5%	63.1%
事業者健診データ取得率	8.6%	13.7%

- ①事業所訪問による受診勧奨を実施
- ②健診実施可能な医療機関との委託契約数を増加させ、受診者の利便性を図る。
- ③社会保険労務士会と健診データ取得についての委託契約を行い、受託事業所からの事業者健診データ取得を推進する。
- ④受診勧奨業務、健診データ提供依頼業務を拡大し、勧奨件数を増加させる。
- ⑤三重県・労働局、運輸局など他団体と連携した受診勧奨、健診データ提供依頼業務を行う。
- ⑥新規適用事業所、新規加入者へ早期に健診案内を送付し、その後電話等による受診奨を行う。

### 上期の取り組み・評価

#### ■生活習慣病予防健診実施率等

(単位:%)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
40歳以上の生活習慣病予防健診実施率	平成27年度	1.0	7.2	12.2	16.7	24.9	29.7	34.8	40.0	44.5	48.5	52.9	58.3
	平成28年度	2.9	8.6	15.2	19.6	25.1							
事業者健診データ取得率	平成27年度	0.1	0.1	0.4	0.4	0.6	1.1	1.1	1.4	2.0	2.6	3.5	5.1
	平成28年度	1.2	1.4	1.8	2.5	3.0							

#### <取り組み内容>

- ①⑥新規適用事業所を中心に文書勧奨(624事業所へ送付し72事業所から申込)及び訪問勧奨(46事業所訪問し19事業所が受診、データ提供を検討)を行った。
- ②H28.4に1機関、H28.10に1機関と新規に健診委託契約を行い受診者の利便性を図った。
- ③6名の社会保険労務士と健診結果データ提供にかかる同意書取得業務の委託契約を行った。
- ④民間業者と健診結果データ取得、登録に関する委託契約を行い、業務の効率化を図った。
- ⑤三重県・三重労働局との連名による健診結果データ提供依頼文書を200事業所に送付、電話勧奨や訪問勧奨も行い91事業所より同意を得た。

### 下期の取り組み

- 上期に行った新規適用事業所への勧奨業務、社会保険労務士・民間業者への委託業務、三重県・三重労働局との連名による勧奨業務については下期も引き続き実施していく。
- 「健診受診が本人任せである」「勤務先から健診案内がない」など事業所への健診案内では受診が難しいと思われる方を中心に直接個人あてに健診案内を送付し受診勧奨を行う。
- 生活習慣病予防健診実施機関を増加させ、受診者の利便性を図る。

## 2. 特定健康診査(40歳以上)の推進(家族)

### 目標設定

	27年度	28年度
被扶養者特定健診実施率	20.2%	30.0%

- ①自治体がん検診との同時集団健診を実施する。
- ②協会主催の集団健診の実施拡大を行う。

### 上期の取り組み・評価

#### ■特定健康診査実施率

(単位:%)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特定健診実施率	平成27年度	1.7	2.6	3.6	4.9	6.3	8.5	10.2	12.1	13.7	14.9	16.2	19.8
	平成28年度	1.4	2.2	3.3	4.8	6.4							

#### <取り組み内容>

①市町のがん検診と特定健診を同時実施できるよう企画し、11市町で実施中。

②協会独自の集団健診等を企画実施した。

◇ワンコイン健診・集合契約A機関(本人負担500円の健診機関)のない地域で8~9月に実施。貧血検査、骨密度検査を無料で実施。426人が受診。

◇大型ショッピングセンターでの健診・イオン東員、近鉄百貨店四日市店、イオン鈴鹿、高野尾花街道 朝津味、ララパーク伊勢を会場に11~1月に実施。ハンドトリートメント、体組成測定を無料で実施。

◇健診機関でのキャンペーン・1~3月に実施する健診機関での特定健診受診時にオプション検査(有料、無料)や軽食などの無料サービスを提供できるよう21健診機関と調整。

### 下期の取り組み

■市町がん検診との同時実施について新規実施が可能な市町との調整を行う。

■協会独自の集団健診等の実施結果を分析し次年度の健診実施計画の策定と調整を行う。

### 3. 特定保健指導の推進

#### 目標設定

	27年度	28年度
支部保健師指導率	14.3%	14.1%
委託先保健指導率	2.0%	2.0%

#### 【被保険者】

- ①特定保健指導業務を新たに民間業者へ委託することにより実施機会の拡大及び件数の増加を図る。
- ②保健師に対して指導方法の研修や飲酒質問票を使った保健指導手法などにより特定保健指導の質を高める。
- ③特定保健指導委託医療機関の実地調査(鈴鹿地区)を行い、健診から指導までの流れ、方法、結果などの実施状況について検証し、特定保健指導の質の向上や実施件数を増加させるよう改善点について確認する。
- ④特定保健指導をキャンセルした事業所への訪問勧奨を行う。

#### 【被扶養者】

- ①集団健診受診者に対し、健診結果説明会を兼ねた保健指導を実施する

#### 上期の取り組み・評価

##### ■特定保健指導実施率(被保険者)

(単位:%)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支部保健師指導率	平成27年度	1.8	3.4	5.4	6.5	7.4	8.3	9.0	10.2	11.6	13.3	14.3	15.4
	平成28年度	0.6	1.3	2.2	2.9	3.9							
委託先保健指導率	平成27年度	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.7	0.8	0.8	0.9	1.2
	平成28年度	0.2	0.3	0.4	0.5	0.5							

#### <取り組み内容>

#### 【被保険者】

- ①東紀州地域の特定保健指導業務を民間業者に委託し、業務の効率化を図った。
- ②定期的(2か月に1度)に面談を実施し、研修、共有化等により、個々の保健指導の質の向上を図った。
- ③下期実施予定。
- ④特定保健指導をキャンセルした24事業所を訪問し、指導受入れの勧奨を行った。即時の受入れは2件にとどまったが、次回以降の受入れを依頼した。

#### 【被扶養者】

- ①集団健診後の結果説明会を利用した被扶養者に対する保健指導の企画。

#### 下期の取り組み

- 上期に引き続き特定保健指導キャンセル事業所への訪問勧奨を実施する。
- 特定保健指導を委託している健診機関の実施状況を調査し、各機関に応じた指導案を提示する。
- 集団健診後の結果説明会を利用した被扶養者に対する特定保健指導を実施する。

## 4. その他保健事業

### 目標設定

- ①健診後の未治療者に対する受診勧奨を行う。  
(協会本部より文書による受診勧奨、支部より重症域の方に対し再度文書による受診勧奨、電話による勧奨、訪問による勧奨(菰野町))
- ②健康セミナーを開催する。
- ③事業協定を締結した自治体のイベントに参加し、医療費の適正化や健診受診勧奨の広報やアンケートを実施する。
- ④事業協定を締結した自治体と健診結果の分析を行い、効果的な保健事業を実施するとともに、分析結果を情報発信することにより加入者の健康意識の向上を目指す。

### 上期の取り組み・評価

- ①健診後の未治療者に対し協会本部からの文書による受診勧奨を1,541件送付した。  
より重症者に対し三重支部からの文書による受診勧奨を199件送付した。  
電話番号判明者に対し電話による受診勧奨を7件行ったものの電話が繋がらなかったため文書による受診勧奨を行った。  
事業所を訪問し本人面談による受診勧奨を3件実施した。
- ②H28.9.13三重県総合文化センターにて「職場のメンタルヘルス対策」「がん患者に対する就労支援」をテーマとした健康セミナーを開催し76人が参加した。
- ③市町のイベントに参加し、健康測定、啓発品配布による広報活動やアンケートによる健康意識の状況把握や意識向上を図った。  
◇H28.5.14菰野町ウォーキング大会にて健康測定、啓発品を配布。約100人が参加した。  
◇H28.6.5菰野町けやきフェスタにて健康測定、啓発品を配布やアンケートを実施。約150人が参加した。  
◇H28.7.9伊勢市野菜フェスタにて健康測定、啓発品を配布。約170人が参加した。
- ④事業協定を締結した菰野町、津市、名張市、いなべ市、伊勢市の5市町において健診結果データを分析中。

### 下期の取り組み

- 健診後の未治療者に対し、上期に引き続き文書、電話、面談による受診勧奨を実施し重症化を予防する。
- 市町のイベントを利用した広報活動を実施する。(H28.10.9津市健康まつり、H28.10.23菰野町竹永ふれあいまつり)
- 健診結果データの分析により地域ごとの特性や課題を把握し、分析結果を情報発信することにより加入者の健康意識の向上を図る。

## 5. データヘルス計画の実行

### 目標設定

■平成26年度にZスコアからの「血糖値」(糖尿病)対策を目標として事業協定先の「菰野町」を対象に①関係機関との連携②継続的な運動習慣によるリスク低減を軸に平成27年度から3か年のデータヘルス計画を策定した。平成27年度は関係機関への事業内容の周知と協力依頼を中心に行い、平成28年度は計画した事業を実行する年と位置付けた。

- ①健康宣言を行った事業所と連携した保健事業を実施する。
- ②健診後の未治療者に対し、個別訪問による受診勧奨を行う。
- ③イベント参加し、医療費の適正化や健診受診勧奨の広報やアンケートを実施する。
- ④菰野町教育委員会を通じ、健康ポスターコンクールを開催する。

### 上期の取り組み・評価

- ①菰野町内で健康事業所宣言を行った12社に対し、事業所健康度診断カルテを利用した各事業所の健診結果の現状を説明しながら今後の取り組みのアドバイスを行った。またその後の進捗状況を確認しながらサポート体制の充実を図った。
- ②重症化予防対策として健診後の未治療者に対し、事業所を訪問し本人面談による受診勧奨を3件実施した。
- ③菰野町の住民に対し、ウォーキング大会やけやきフェスタなどのイベントを活用した広報活動により健康意識の向上を図った。
- ④菰野町教育委員会を通じ、小学生によるポスターコンクールを実施した。

### 下期の取り組み

- 菰野町や商工会などの関係機関へ事業の実施状況の報告を行い更なる連携を図る。
- 健康宣言事業所に対し引き続きサポートを行うとともに、菰野町内外を問わず健康宣言を行う事業所の拡大を図る。
- 菰野町でのイベントを利用した広報により健康意識の向上を図る。
- 健診後の未治療者に対し引き続き面談等による受診勧奨を行うとともに、その後の受診状況の把握に努める。

### Ⅲ. 業務グループ

---

1. サービス向上のための取組み
2. 高額療養費制度の周知
3. 窓口サービスの展開
4. 被扶養者資格の再確認
5. 柔道整復施術療養費の照会業務の強化
6. 傷病手当金・出産手当金の審査の強化
7. 海外療養費支給申請における重点審査
8. 資格喪失後受診等における債権の発生防止のための保険証の回収強化

# 1. サービス向上のための取り組み

## 目標設定

- ①「お客様の声受付票」で意見を拾い上げ、全職員に周知し、対応可能なものは迅速に改善を実施する。起票者が偏らないよう全職員に繰り返し積極的な起票を呼びかける。
- ②サービススタンダードについては、引き続き100%達成となるよう、基幹システムでの管理を日々実施する。
- ③傷病手当金請求書の不備返戻による請求から支払いまでの期間延長、事務処理の煩雑化を解消するべく、被保険者、事業主、医療機関に対し不備返戻を減らすための周知を行う。  
【事業主・被保険者】  
記入漏れや記入誤りが多い個所についての注意喚起チラシを作成し、請求書に織り込む。また、外国語表記の制度周知チラシを作成し、配布する。  
【医療機関】  
不備返戻のある医療機関を抽出し、医療機関用に作成した文書・チラシを送付し周知を行う。

## 上期の取り組み・評価

### <取り組み内容>

- ①朝礼時及びメールによる呼びかけの結果、上期22件の受付があり、作業部会による検討・改善及び本部への報告を行った。  
作業部会による検討の結果、広報の手段・方法の見直し、加入者への通知文書の見直し、年金事務所への申し入れ等を実施。
- ②7月に傷病手当金において事務処理誤り(処理遅延)が発生し、サービススタンダード100%達成に至らなかった。  
(7月分傷病手当金のみ99.76% 4、5、6、8、9月はすべて100%達成)
- ③【事業主・被保険者】  
・被保険者記入欄、事業主証明欄における不備が多い箇所について、注意喚起文書を作成し、申請書に織り込んで配布を行った。また、支部HPにも掲載し広く周知を図った。外国語表記の制度周知チラシについては、翻訳はできているものの作成まで至らず。  
・新規適用事業所を対象とした事務説明会の開催。70事業所が参加。  
【医療機関】  
平成28年1月～3月に受付けた傷病手当金請求書において、「療養担当者が意見を記入するところ」に不備のあった医療機関(52機関)に対し、依頼文書を送付し、注意喚起を行った。

## 下期の取り組み

- 引き続き、「お客様の声受付票」の取り組みを推進し、サービスの向上を図る。
- 事務処理誤りの対策、改善策を徹底し、再発防止に努め、下期サービススタンダードの100%達成に取り組む。
- 上期に作成した注意喚起文書の効果検証を行い、必要に応じ内容を変更して配布を行う。  
(効果検証:返戻件数の推移、不備事案の変遷)
- 外国語表記の傷病手当金制度周知チラシを完成させ、配布、HPへの掲載を行う。

## 2. 高額療養費制度の周知

### 目標設定

- ①「マンガを活用した広報」において限度額認定のチラシを作成し、限度額適用認定セット設置医療機関、事務講習会等において配布・周知を行う。また、医療機関等における「限度額適用認定セット」の設置についても、セットの利用状況を確認のうえ、利用が少ない医療機関へ個別に利用促進を図る。
- ②平成27年度「標準負担額認定証」発行中の方に対して、平成28年度分の提出勧奨を行う。
- ③システム刷新の影響により遅れが生じているターンアラウンド(高額療養費請求勧奨)については、6か月前受診分を実施できるよう取り組む。

### 上期の取り組み・評価

- ①「マンガを活用した広報」において限度額認定のチラシを作成し、7月の社会保険事務セミナー、8月の新規適用 事業所説明会において周知を行った。また、限度額認定セット設置医療機関における利用状況を検証し、利用が少ない医療機関を訪問のうえ、利用促進を依頼した。(8月実施、主に北勢地区の11医療機関)
- ②平成27年度「標準負担額認定証」発行中の方を抽出し、平成28年度分の提出勧奨を行った。(6月に送付)
- ③ターンアラウンドについては、1ヶ月に複数月分の勧奨を行うことにより、9月末までに「6か月前診療分」の勧奨を実現した。

### 下期の取り組み

■上期同様、セミナー・説明会において限度額適用認定制度の利用促進をPRする。また、上期訪問できなかった医療機関(主に中南勢地区)を訪問し、限度額適用認定セットの利用促進を依頼する。

■6か月前診療分の勧奨を維持するため、スケジュールに沿ったターンアラウンドを実施する。

### 3. 窓口サービスの展開

#### 目標設定

- ① 各種広報誌等で郵送化推進広報を継続して行い、郵送化率の更なる向上を目指す。(目標郵送化率82.5%)
- ② 年金事務所の窓口体制の見直しは、サービスの低下を招かないように留意しながら検討する。

#### 上期の取り組み・評価

- ① けんぽだより6月号、7月号、社会保険みえ7月号、9月号にて郵送化推進の広報を実施した。  
また、7月の事務セミナー、8月の新規適用事業所説明会において周知を行った。

※8月末現在郵送率:81.93% (7月末現在全国平均:81.8%)

- ② 四日市窓口来訪者 17.6人/日 (平成27年度 20.5人/日)

四日市窓口受付件数 12.8件/日 (平成27年度 13.5件/日)

来訪者・受付件数ともに減少傾向にあるものの、一定の需要は見込まれ、体制見直しについては慎重に検討を重ねたい。

#### 下期の取り組み

- 引き続き、広報誌、セミナーにおいて郵送を推奨。
- 年金事務所の窓口体制に見直しは、サービスの低下を招かないように留意しながら検討を行う。

## 4. 被扶養者資格の再確認

### 目標設定

- ①被保険者数20人以上の事業所に対し、架電・文書による催告を実施する。(目標提出率:85.91%以上)  
催告時期 平成28年 9月上旬 文書催告  
平成28年10月上旬 文書催告、電話催告
- ②未送達事業所については、日本年金機構へ情報提供依頼を行い、再度送付を行う。

### 上期の取り組み・評価

- ① 未提出事業所に対し提出催告文書の送付  
被保険者数によるよりも、登録されている被扶養者数により催告を行ったほうが効果的と思われるため、被扶養者が10名以上登録されている事業所に対し催告文書を送付。(9月実施:142社) ※平成27年度文書送付数:75社  
平成28年7月末現在提出率:74.96%(前年同期71.95%) 全国:72.99%
- ② 未配達事業所(配達不能による返却)への再送付  
25件の配達不能による未配達事業所に対し、再送付を実施した。  
◇年金事務所へ住所の照会を行い、判明した住所への再送付(17件)  
◇登録されている事業主の自宅へ再送付(6件)  
◇転送期間更新により送付可能となった事業所へ再送付(2件)

### 下期の取り組み

- 最終提出率が85.91%(前年度実績)以上となるよう、未提出事業所に対し、文書・電話による催告を実施する。

## 5. 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

### 目標設定

- ①初検月、2か月目または1年以上施術の施術金額9,000円以上の患者に対して照会を実施する。また、毎月縦覧点検を実施し、点検の結果疑義のある施術者については、柔整審査委員会に諮ったうえで、初検月・金額に関わらず集中的に患者照会を実施する。(毎月100件以上)
- ②患者照会、事務講習会等の機会にチラシを配布し、「正しい柔道整復療養のかかり方」の周知を行う。

### 上期の取り組み・評価

#### ①患者照会の強化

初検月、2か月目または1年以上施術の施術金額9,000円以上の患者に対して照会を実施。また、毎月縦覧点検を実施し、点検の結果疑義のある施術者については、柔整審査委員会に諮ったうえで、初検月・金額に関わらず集中的に患者照会を実施した。

◇照会件数 1,069件(9月末現在) 178.2件/月

◇返戻効果額 170,863円(8月末時点)

#### ②柔道整復療養の正しいかかり方の啓発

7月、8月に開催した社会保険事務セミナー、新規適用事業所を対象として事務説明会にてチラシを配布、啓発に努めた。患者照会に際しては、照会文書と合わせて周知文、チラシを同封し周知を行った。

### 下期の取り組み

■1ヶ月最低100件以上の患者照会を行いつつ、回答率を65%以上に引き上げるべく、未提出者に対する文書勧奨、訪問による勧奨を実施する。(8月現在回答率:61.3%)

■引き続き、セミナー・講習会において、正しいかかり方の啓発を行う。

## 6. 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

### 目標設定

■資格取得後間もない給付金の申請や、業務上及び通勤途上の負傷の疑いがあるものなどについては、関係者への照会や立入調査を実施するなど審査を強化し、誤った請求や不正請求を防止する。

### 上期の取り組み・評価

#### ■給付適正化プロジェクトチームの活用

給付適正化会議:毎月1回開催 検討案件:12件

[検討結果]・・・事業所担当者照会(3件)、立入検査(2件)、担当医師照会(2件)、審査医師確認(2件)、本人照会(1件)、年金事務所へ情報提供(1件)、支給(2件)

#### ■立入検査の実施

申請:2件 実施:9件

[実施内訳]

役員報酬・・・5件 (1件報酬訂正⇒返納金)

取得後間もない請求・・・4件 (3件取得年月日訂正)

#### ■訪問調査、文書照会の実施

訪問:134件 文書:204件

### 下期の取り組み

■資格関係、負傷原因等疑義がある申請について給付適正化会議を活用する(急を要する案件は随時)

■給付適正化会議において必要と判断された疑義案件についての立入検査の実施

■訪問調査、文書照会を実施するにあたっては、事前に審査医師に確認のうえ、効果的な調査・照会を実施する

## 7. 海外療養費支給申請における重点審査

### 目標設定

- 「海外療養費取扱要領」に基づき、厳格な審査を実施する。外部委託業者によるレセプト作成、添付書類の翻訳を積極的に実施し、適正な査定を行う。疑義がある請求については、給付適正化会議に諮り、主治医照会・立入検査を行い、適正化に努める。

### 上期の取り組み・評価

- 「海外療養費取扱要領」に基づき、厳格な審査を実施した。

- ◇翻訳依頼：16件
- ◇レセプト作成依頼：16件
- ◇主治医照会・立入検査：0件
- ◇支給件数：21件
- ◇審査による減額件数：20件
- ◇審査による減額金額：972,262円

### 下期の取り組み

- 平成28年10月から神奈川支部に事務集約されており、三重支部での事務は廃止。

## 8. 資格喪失後受診等における債権の発生防止のための保険証の回収強化

### 目標設定

- ①資格喪失後受診による返納金発生が多い事業所及び保険証回収催告状の多い事業所を対象とした事業所訪問を年2回実施する。訪問の際は、外国語を併記した保険証の使用期限に関するポスター・チラシを作成し持参する。  
また、過去に訪問履歴のある事業所には、上記ポスター・チラシを郵送し、回収強化の依頼を行う。
- ②任意継続加入者は、スケジュールを定め、1次催告、2次催告（ともに架電）の文書催告を行い、回収を図る。  
特に資格取消者に対しては、訪問催告を含め重点的に行い債権発生防止に努める。
- ③一般加入者、任意継続加入者ともに昨年度以上の回収率を目標とする。  
(27年度実績 一般加入者:96.82% 任意継続加入者:94.35%)

### 上期の取り組み・評価

- ①事業所訪問による早期回収依頼（被扶養者の無資格受診が多い事業所を抽出）  
◇全所体制により、7月40社、9月45社の訪問を実施  
◇事業所より要望のあった外国人向けの保険証回収に関するチラシポスターを作成し、事業所訪問時に配布を行い、回収強化の依頼を行った(9月の訪問から配布開始)。
- ②任意継続加入者につき、喪失・取消通知発送時に証返納依頼文書を同封。その後、電話催告、文書催告を実施した。  
一般加入者に対しては、2次催告の1か月後、3次催告を実施した。(ともに文書催告)
- ③7月末現在回収率  
一般加入者:96.0%(全国:95.7%) 任意継続加入者92.1%(全国:93.2%)

### 下期の取り組み

- 上期訪問した事業所以外への訪問による早期回収依頼
- 外国人向けチラシ、ポスターの配布(訪問時のみでなく、郵送についても実施)
- 保険証未返納者への催告文書の早期発送  
(年金事務所1次催告後、2週間後に2次催告、催告後1か月後に3次催告)
- 任意継続資格取消者については、訪問催告を含め、重点的に証回収に努める

## IV. レセプトグループ

---

1. 効果的なレセプト点検の推進
2. 積極的な債権管理回収業務の推進

# 1. 効果的なレセプト点検の推進

## 目標設定

点検効果額は被保険者1人あたりの金額

**[資格点検効果額]** : 年度末 1,700円 ※受診時の保険資格の有無(資格喪失後の受診など)を確認し、不適正分の返還額を被保険者数で除したもののシステム刷新による点検項目の増加と効率化により適正化に努める。

**[外傷点検効果額]** : 年度末 450円 ※業務上疾病や第三者行為による疾病での受診でないかを確認し、不適正分の返還額を被保険者数で除したものの労災疑いによる疾病は実地調査等により負傷原因の確認を行う。

**[内容点検効果額]** : 年度末 705円 ※医療機関からの保険診療分の請求書の内容を確認し、不適正分の返還額を被保険者数で除したもの

①行動計画を策定し、点検員との目標数値共有と進捗管理を徹底する。

②点検効果向上に向けた各種研修の実施によりスキルアップを図る。

③支部内の事例研究や勉強会の開催により、新人点検員の育成や支部全体の内容点検を充実させる。また、点検委託業者のノウハウも参考にしながら効果額向上に努める。

### [適正受診の指導]

同一月内に多数の医療機関に重複して受診している加入者に対して文書、架電、訪問を行い適正受診を指導する。

## 上期の取り組み・評価(8月末)

**[資格点検効果額]** : 664円 (27年同月 610円)

システムにて抽出されたエラー項目について確実な点検を行った。

効果額総額は、19,669万円と27年同月17,238万円に比べ2,431万円の増加。

**[外傷点検効果額]** : 190円 (27年同月 183円)

負傷原因確認のため33件の実地調査を行い4件(約300万円)の不適正受診を確認した。

効果額総額は、5,638万円と27年同月5,155万円に比べ483万円の増加。

**[内容点検効果額]** : 156円 (27年同月 364円)

①②③行動計画の策定、実施、検証を毎月行うとともに点検員との個別面談による進捗管理を行った。

効果額総額は、4,629万円と27年同月10,282万円に比べ5,653万円の減少。

### [適正受診の指導]

月20か所以上の医療機関に受診している5名に対し状況を確認し経過を観察中。

### ■資格点検効果額

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
27年度	119	202	337	525	610	785	953	1117	1237	1329	1460	1638
28年度	93	241	356	513	664							

### ■外傷点検効果額

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
27年度	59	102	123	146	183	217	234	263	298	344	404	440
28年度	38	54	108	144	190							

### ■内容点検効果額

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
27年度	84	151	232	301	364	428	464	510	572	607	646	693
28年度	42	85	121	133	156							

## 下期の取り組み

**【資格点検】** システムにより抽出されたエラー項目について確実な点検作業を行う。

**【外傷点検】** 負傷原因届の提出がない者に対し催告文書の送付や実地調査による原因確認を強化し、不適正分の返還請求を行う。

**【内容点検】** システムの自動点検機能の充実により効率的な点検を実施する。研修会などを利用し点検員の知識向上を図る。

**【適正受診の指導】** 現在経過観察中の5名状況確認と新規対象者への対応を行う。

## 2. 積極的な債権回収業務の推進

### 目標設定

現年度返納金回収率 74.17% (27年度実績 67.92%)

- ①債権発生後の速やかな催告を実施する。(発生6か月以内3回催告)
- ②住所不明者の居所調査を実施。
- ③強制執行を含めた法的措置を実施(新たに一般訴訟について実施する)。
- ④国民健康保険との保険者間調整について債権発生時より債務者に周知し積極的に実施する。

#### ※保険者間調整

協会保険の資格喪失後、国民健康保険に加入した者の無資格期間の医療費を本人から同意を得たうえで、国民健康保険へ直接返還請求を行う制度(27年1月施行)

### 上期の取り組み・評価(8月末)

- ①未納者に対する文書による催告を請求の1か月後と2か月後の2回実施し、あわせて以下の催告も実施した。

電話による催告 514件(目標 325件)  
訪問による催告 691件(目標 500件)  
委託弁護士による催告 100件(月20件の契約)

#### 《現年度返納金発生状況》

■発生金額: 50,702,759円(27年同月: 36,537,240円)  
■発生件数: 813件(27年同月: 672件)

- ②住所不明者については年金事務所への照会および住民票の取得による調査を実施した。

#### 《現年度返納金回収状況》

■回収金額: 18,102,854円(27年同月: 11,774,167円)  
■回収率: 35.7%(27年同月: 32.2%)

- ③支払督促と強制執行を実施した。

支払督促実施件数 13件(年間目標 40件)  
強制執行実施件数 1件

- ④保険者間調整を積極的に実施した。

23件 2,145,896円(27年同月: 14件 4,220,822円)

### 下期の取り組み

上期の取り組みを引き続き実施していくとともに、12月と3月を電話催告・訪問催告の強化月間と設定し年間目標の達成を目指す。